

宇土市産後ケア事業安全対策ガイドライン

令和8年4月策定

宇土市 健康福祉部 健康づくり課

1. 目的

「産後ケア事業」の実施にあたっては、十分な安全対策が求められることから、本ガイドラインを作成し、「産後ケア事業」を受託する各施設において、全ての母子が安心してケアを受けられる環境を提供することを目的とする。

2. 安全に関する留意事項

産後ケア事業の実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められるため、事業者は以下の点に留意すること。

特に、以下(1)~(4)の項目について、産後ケア事業の管理者は、本マニュアルの内容を熟知し、産後ケア事業実施担当者等と内容を確認・共有すること。

(1) 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢児の対応をする場合、食事の提供時や児を抱いている際等）において留意すべき点を認識すること。

以下に児の睡眠中における、乳幼児突然死症候群（SIDS:Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から留意すべき点を以下に示す。

- ・児は、仰向けに寝かせること
- ・窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと
- ・敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと
- ・ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないこと

その他にもリスクの高い場面や対策については、こども家庭庁「こどもを事故から守る!事故防止ハンドブック」等も参考にすること。

（参考1:子ども家庭庁「こどもを事故から守る!事故防止ハンドブック」）

悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅が困難になると見込まれる場合には、速やかに宇土市と協議の上、退所を促すこと。なお、急を要する場合は事業者の判断により対応し、その後、宇土市へ報告すること。

(2) 児を預かる場合の留意点

ケアの中で、一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。

この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的目視等で呼吸状態を観察すること。

また、別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、短期入所型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等の対応も考

えられる。

なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的を目視での確認も行うこと。

(3) 緊急時の対応体制

利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。

なお、利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。また、作成したマニュアルや緊急時連絡先、フロー図等については、産後ケア事業担当者内で周知徹底し、手にとりやすい場所に配置する、見えやすい場所に掲示しておく等、緊急時の迅速な対応に資するよう工夫すること。

ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

(参考2:日本赤十字社「医療機関へ引き継ぐまで」)

また、「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。

災害発生時の対応体制として、安全の確保(避難経路、避難場所への誘導)について産後ケア事業担当者間で共有する。災害発生時の産後ケア事業の実施に関連する市への報告は、できる限り速やかに行う。

感染症への対応についても、標準予防策(スタンダードプリコーション)の徹底等、日頃から備えをしておくこと。

(参考3:厚生労働省「感染対策の基礎知識」)

(4) 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともに、宇土市に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議すること。また、事案については、施設所在市町村と委託元市町村で協議・連携する必要があることから、報告については、宇土市だけでなく、施設所在市町村にも報告を行うこと。

なお、事案については、都道府県を通じて国へも情報提供される旨承知すること。

また、事業者における虐待等と疑われる事案の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月こども家庭庁)の「2保育所等における対応」を参考にすること。

(参考4:こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」)

(5) 重大事故発生時の対応

乳児等において、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）に基づき、速やかに宇土市へ報告すること。

母親のみに、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）別添3の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、速やかに宇土市へ報告すること。

（参考5：こども家庭庁「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について」）

（様式1：教育・保育施設等事故報告書）

（様式2：産後ケア事業 事故等発生時報告様式）

なお、報告については、発生後速やかに市へ連絡するとともに、書面で報告すること。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。

（参考様式：熊本市作成「救急隊への情報提供シート」）

事故発生直後の対応として、以下のことを実施すること

- ・関係者（宇土市、事故にあった母子の家族等）への連絡
- ・産後ケア事業の継続（事故にあった母子以外の対応）
- ・事故状況の記録（可能な限り時系列での詳細な記録）

また、要因が明らかである場合は、速やかに対策を行うこと。

おって、事案については、施設所在市町村と委託元市町村で協議・連携する必要があることから、報告については、宇土市だけでなく、施設所在市町村にも報告を行うこと。

① 報告の対象となる事案

<p>(1)死亡事故 (2)意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) (3)治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ➡速やかに宇土市を通じて県・国へ報告が必要 第 1 報:原則事案発生当日(遅くとも事案発生日の翌日) 第 2 報:原則 1 か月以内程度 ※その他状況に応じて報告 (4)上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合 ➡速やかに宇土市に口頭で報告の上、対象者に応じた様式に記入</p>	乳児等	「教育・保育施設等における事故の報告等について」
<p>(5)利用者の身体、精神症状が悪化した場合 (6)利用者に医療受診の必要性がある場合 (7)その他、利用に伴うトラブル等</p>	母親のみ	「産後ケア事業事案等発生時報告様式」
		口頭で報告の上、日々使用している産後ケア実施報告書に記入し、月末を待たずに速やかに報告

※ 判断に迷う場合は、速やかに宇土市へ報告を行うこと。

※ 閉庁時に発生した案件(上記(4)~(7))について、緊急を要しない場合は、翌開庁時に速やかに報告を行うこと。

② 連絡先

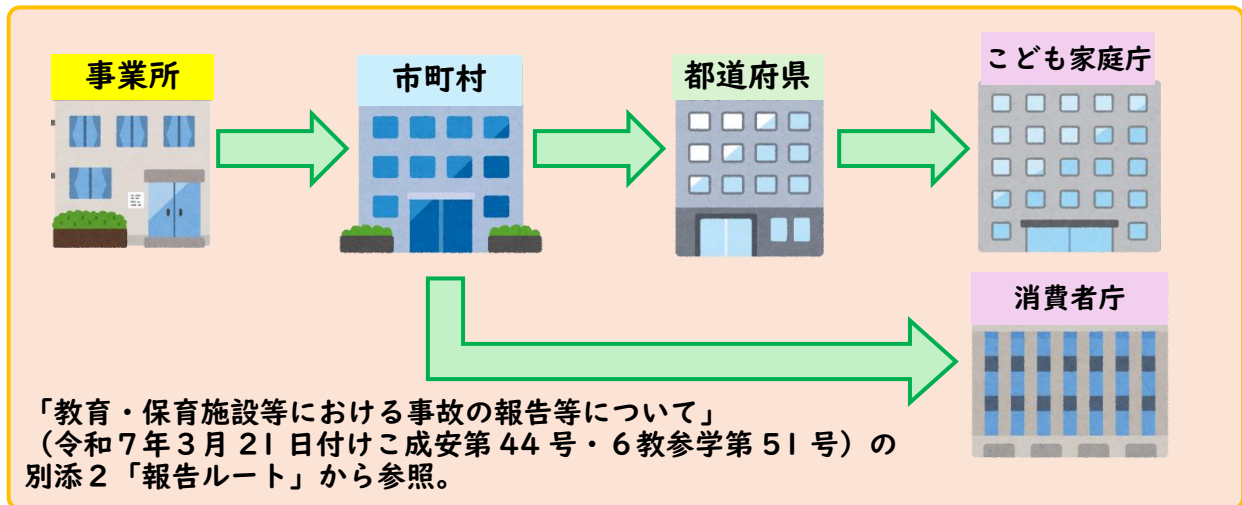
<p>開庁時間内 (平日 8:30~17:15) ※年末年始を除く</p>	<p>宇土市 健康福祉部 健康づくり課 母子保健係 産後ケア事業担当:0964-27-4428</p>
<p>閉庁時</p>	<p>宇土市役所代表(警備室):0964-22-1111</p>

③ 報告書の提出

重大事故発生時は対象者に応じた報告様式を使用し、宇土市へ提出すること。宇土市は、事故発生 of 要因分析や検証を行い、再発防止策を検討する

なお、医療機関への受診勧奨が必要な場合及び宇土市の早期介入が必要な場合(日々使用している産後ケア事業報告書(個報)で、項目●で『医療機関への受診勧奨が必要』もしくは『市町村の早期介入が必要』にチェックを入れた場合)については、月末の報告を待たずに速やかに報告書を提出するとともに、状況を宇土市へ伝えること。また、事業者から利用者へ受診の必要性及び宇土市へ情報提供する旨を確実に伝えること。

重大事故発生時の報告の流れ



3. その他留意事項

- ① 「産後ケア事業」受託施設においては、安全確保に努めるとともに、食品衛生、環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適に利用ができる状態の保持に努めること。
- ② 産後ケア事業の管理者は、非常災害や事故等の緊急事態の発生に備え、本ガイドラインの内容を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、産後ケア事業実施担当者に対し、事故防止及び安全対策、緊急時の対応（避難・救出）等について必要な訓練を実施するとともに、定期的に内容の確認と共有を行うこと。
- ③ また、重大事故の発生防止のため、施設におけるヒヤリ・ハット事例を収集し産後ケア事業担当者間で共有し、必要に応じて市へ報告すること。要因の分析を宇土市と事業者が行い、本ガイドラインに反映するなど必要な対策を講じる。
- ④ 産後ケア事業を行う施設においては、産後ケア事業に関する記録について、対象者の基礎情報やアセスメント内容、提供したケアの内容等を適切に記録し、保管すること。なお、個人情報となるため、保管方法や保存期限については、宇土市と確認を行うこと。
- ⑤ 産後ケア事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましい。
- ⑥ 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、利用者のプライバシー保護に十分留意し、連携する他機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められる。収集した個人情報は宇土市の個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこと。個人情報の取扱いには十分留意すること。

参考資料

※参考資料については改定時点での URL 等を記載しているため、最新のもの参照すること。

参考1:子ども家庭庁「子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>

参考2:日本赤十字社「医療機関へ引き継ぐまで」

<https://www.jrc.or.jp/study/safety/ambulance/>

参考3:厚生労働省「感染対策の基礎知識」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000501120.pdf>

参考4:子ども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/c3c02bee/20250908_policies_hoiku_153.pdf

参考5:子ども家庭庁「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について」

※通知が掲載されている子ども家庭庁のホームページ URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/tsuuchi/2025>